

令和元年かすみがうら市条例第●号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用住宅」という。）
- (2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの
第5条に次の3号を加える。
- (3) 建築基準法別表第2（ろ）項第2号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの
- (4) 延べ面積が200平方メートル以下の事務所又は作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。
- (5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

第6条第1項第1号中「次のいずれかに該当する開発行為」を「前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、前条第4号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型集落又は独立型集落」とする。

第6条第1項第1号ア及びイを削り、同項第2号中「自己の居住の用に供す

る専用住宅（以下「自己用住宅」という。）を「自己用住宅」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前協議書又は法第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、なお従前の例による。

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途）</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる 既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める 建築物の用途以外の用途とする。</p> <p>(1) 沿道型集落 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所</p> <p>(2) 依存型集落 建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物</p>	<p>（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途）</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる建築物の用途以外の用途とする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。)</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(い)項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの</p> <p>(4) 延べ面積が200平方メートル以下の事務所又は作業所のうち、自己の業務の用に</p>

	<p><u>供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物</u></p>
<p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>次のいずれかに該当する開発行為</u></p> <p><u>7 沿道型集落又は独立型集落において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物又は延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所若しくは作業所であり、かつ、当該予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの</u></p> <p><u>イ その他の集落において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えないもの</u></p>	<p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。この場合において、前条第 4 号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型集落又は独立型集落」とする。</u></p>

<p>(2) 既存集落(規則で定めるものに限る。)内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る線引日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、自己の居住の用に供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。)を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 既存集落(規則で定めるものに限る。)内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る線引日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、自己用住宅を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、法第 32 条に規定する協議に係る事前協議書又は法第 29 条第 1 項本文、第 35 条の 2 第 1 項本文、第 42 条第 1 項ただし書若しくは第 43 条第 1 項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、なお従前の例による。</p>